

平成 22 年度県立大学地域貢献研究の研究成果について（ 中間報告 ）

研究テーマ	中国ビジネスに関するリスク回避と紛争解決(行政課題)
研究期間	平成 22 ～ 23 年度
主たる研究者	【学部・学科】経済学部 【職・氏名】准教授 福山 龍

○研究目的

県の行政課題について研究し、行政課題の解決に資すると同時に、その研究結果をできるだけ生かして、論文発表・講演会・相談受けるなど形で県内企業の中国ビジネスのさらなる発展に少しでも貢献したいと思っている。

○研究成果

本研究は、中国ビジネスにおけるリスク回避と紛争解決に関する課題であり、①知的財産権の被害対応問題、②債権回収問題、③労務管理問題、④企業買収問題を中心として研究を展開している。ここでは、中間報告として、研究活動の経緯とその成果を下記の通りまとめて報告する。なお、守秘義務によって、この報告書には、関連している県内企業の社名や具体的な事例を差し控えた。

一、行政機関と連携し、県内企業への調査すること。

県総合政策部政策推進課と県商工会議所など機関と連携して、県内企業の中国への進出状況(進出する社数・業界・形態など)を把握した上、繊維・メカネ・機械・化学など業界で中国ビジネスを展開している県内企業の本社へ訪問し、担当部長や社長と直接に話して調査することができた。その後、県の上海事務所と香港事務所の協力を得て、中国の上海市、杭州市、福州市、アモイ市、深セン市、香港などにある15社の県内企業の工場と事務所へ訪問し、駐在している日本人と中国人の責任者および中国人の一般従業員と直接に調査することが実現した。これら調査によって、県内企業と関わっている知的財産権の被害、債権回収、労務管理など問題の状況がある程度分かったが、これら問題の解決に当たる行政支援政策については、現在、県総合政策部政策推進課担当者と協議している中である。

二、中国の関連機関への訪問と資料収集すること。

関連機関の調査については、①県内進出企業を含めて外国企業の管理・指導行政機関である中国上海市・アモイ市などの外資管理委員会と工商管理局、②外国企業に対して管轄権がある中国の(中級)裁判所、特に知的財産権を審理する知的財産権法廷と労使問題や債務債権問題を審理する民事法廷及び行政決定に不服訴訟を審理する行政法廷、③企業信用調査や債権回収に関するノウハウを持っている中国の銀行、④外資企業投資・販売リスクを研究している大学など機関へ訪問し、中国の官僚・裁判官・銀行員・大学教員との交流をしながら、最新の法規・判例・論文などを研究資料として収集した。

三、課題を研究し、最新情報と研究内容を県内企業へ発信できるように努力すること。

(1) 収集した中国語の資料を課題ごとによって整理し、必要な部分については、日本語へ翻訳している。今までは、知的財産権と企業買収に関する法規と判例を翻訳したが、これからは、債権回収と労務管理に関する法規と判例を続けて整理と翻訳していきたいと思っている。

(2) 研究内容は、論文と著書としてまとめたが、論文は、県立大学の『年報』に入稿済み、今年4月に発行予定があり、著書のタイトルは、『中国ビジネスのリスクと紛争解決に関する法規

制と問題点』(仮)として、「日本評論社」に入稿済み、今年9月に出版する予定がある(出版費用はこの研究の予算を使っていない)。

(3) 研究の具体的な内容について、ここでは、論文の一部である「中国特許法の大改正と対中ビジネスへの影響」を例として、下記の通りまとめて報告する。

製造業を中心として著しい経済成長してきた中国では、生産大国として生産・販売の増大とともにビジネス競争も激しくなる。中国へ進出している県内企業は競争力を向上するため、知的財産を重視・活用する動きが活発になっていると同時に知的財産権の紛争に巻き込まれるおそれも増えている。このような背景の下で、中国はWTOに加盟して以来8年ぶり第3次特許法を改正し、大きな関心が浴びている。

今度の法改正は、旧法に対して36箇所にあたり条文の修正、補充又は新設がなされ、条文数も69カ条から76カ条となる大改正である。改正特許法は、2009年10月1日より実施され、改正特許法実施細則及び訂正審査指南は2010年2月1日より施行された。また、中国最高裁判所は法改正と関連して「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を制定し、2010年1月1日に施行された。この一連な法改正と新たな司法解釈の施行によって、中国の特許、実用新案、意匠制度は、大きく変わった。

知的財産制度は保護する国の経済とその国に参入する外国企業の活動の双方に影響を与えるため、中国でビジネスを展開している県内企業を含めて日本企業は、法改正の影響を受け、自社の中国知的財産戦略を再構築することが求められている。そのため、本文では、中国特許法の改正経緯を整理し、その改正要点の紹介と若干の検討を加えて、中国特許法の改正により、以下の対中ビジネスへの影響があることを明らかにした。

第一は、改正特許法では、改正前の相対的新規性の判断基準を引き上げて絶対的新規性の判断基準を採用し、中国国内だけではなく、世界で公知事実があれば、従来技術として特許の新規性要件を満たさなく、中国で特許権として登録することができなくなる。これは、外国企業は、自国での公知公用事実があれば、中国人や他の外国企業の中国特許出願の阻却事由となることが明らかになっている。

第二は、今度の改正は、国際出願に関する規制を緩和する面があるが、秘密保持審査の適用対象が広がるため、県内企業に対しては、もっと厳しい規定になるかもしれない。つまり、旧法の規定「中国の法人」については、外国会社に適用するかどうかが明確にしていなく、新しい規定は、外国会社にも適用し、かかる規定を違反したら中国で特許を取得することができなくなる。従って、県内企業が中国で完成した発明は、国際出願したい場合、中国の秘密保持審査を受けなければならないため、その申請手続きと期間管理を十分に留意する必要がある。

第三は、特許権の侵害にあたるかどうかの判断は、特許出願の際に提出した願書に添付したクレームの記載を基準に定められ、特許請求の範囲に記載された文言によって限定されることは、改正特許法に明確に定めている。しかし、クレームの記載の隙をつくような些細な変更を加えることによって特許権の保護範囲から逃れられることに関する「均等侵害」については、特許法の規定がなく、裁判所の司法解釈に委ねている。県内企業は、日本制度と違う点がある中国均等侵害対応制度を理解し、クレームの作成・変更・解釈についてしっかり対応する必要がある。

第四は、中国の特許権紛争の解決方法は、司法と行政という2つのルートがあり、特許権に対して「二重保護」を行っている。今度の法改正は、行政体制を強化し、県内企業にとっては、行政による侵害救済は、手続きが簡単で救済の確率が高く、侵害対応コストも比較的節約することができる。ただ、行政機関が特許侵害に関する財産保全、証拠保全、損害賠償の強制執行等司法専有権を持っていないため、これら事項を重視する県内企業は、司法救済方法を選択する必要がある。司法救済に関しては、権利侵害行為の停止命令及び財産保全の申立てに関して改正したが、県内企業は、申立ての条件、申立ての担保、損害賠償額に関する算定方法、立証責任など改正点を注意しなければならない。